## 船橋市小中学校運動部活動外部指導者派遣事業実施要綱

## 1 目的

市内小中学校の運動部活動の振興を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小中学校に対して民間の指導者を派遣し、運動部活動の充実を図る。

2 主催

船橋市教育委員会

3 指導方法、派遣回数及び人数

運動部活動外部指導者派遣事業は、市教育委員会が学校及び関係機関・団体と連携を保 ち、計画的に推進するものとし、次の区分により指導者を派遣する。

- (1) 派遣内容等
  - ① 派遣対象運動種目

当該校が設置する運動部の種目

② 派遣回数及び条件

ア 外部指導者1名につき原則として年間35回とする。

イ 1回の指導時間は、2時間程度とする。

ウ 指導者の派遣については、次の区分により行なう。

A-月曜日~金曜日 (放課後)概ね15:30より

B-土・日曜日・祝日 (午前中) 概ね 9:00より (午後) 概ね13:00より ※午前・午後のいずれかを選択

- (2) 派遣人数については、予算内の人数とする。
- (3) 派遣は、年間を通じて継続的・定期的に行うことを原則とするが、水泳等実施する季節が限られる運動種目は、期間を集中して派遣できるものとする。

## 4 指導者

- (1) 市教育委員会は、次の各号に該当する者の中から指導者を依頼する。
  - ① 公立諸学校の教員以外の者で、年間を通して運動部活動の指導が可能な者。
  - ② 実技指導力に優れ、学識経験に富み、社会的信望のある者。
- (2) 指導者は、市教育委員会の要請を受け、当該学校長と連携を保ち、当該運動部の担当者とともに生徒の実技指導及び助言に当たる。
- (3) 指導者の委嘱期間は、委嘱した日から当該年度の3月31日までとする。
- 5 提出書類
  - (1) 指導者の派遣を希望する学校は、定められた期日までに別紙様式2-1、2-2により申請書を、市教育委員会保健体育課に提出する。
  - (2) 事業を実施した学校は、各学期終了後10日以内に別紙様式3-1、3-2により実績報告書を、市教育委員会保健体育課に提出する。
- 6 経費負担

指導者の派遣に要する経費については、市教育委員会が負担する。

(1) 指導者報償費(交通費を含む)

1人 1回 3,500円

(2) 指導者は、スポーツ安全保険に加入する。

※保険は一括加入とし、手続きは教育委員会が行うものとする。

附則

平成4年4月1日 施行

平成15年4月1日 一部改正

平成16年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正